

2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

子どもから大人、高齢者や障害のある人など、県民の誰もがそれぞれの年齢や技術、体力、男女の性差、興味・目的などに応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことは、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、欠かすことのできないものです。

このような観点から、県は、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、県が策定した「ライフステージに応じた運動プログラム」を普及・活用するとともに、スポーツ環境の整備に取り組みます。

(1) 若者を始めとした成人のスポーツ参加機会の拡充

県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努め、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%^{*5}、(障害のある人は40%)、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標に掲げ、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

ア 家族で参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催

県・市町村や各競技団体が連携し、親子や家族が共に参加することができるスポーツ教室や、愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル等のスポーツイベントを開催することで、スポーツ未実施者やスポーツが苦手な人がスポーツに参加するきっかけとなるよう努めます。また、市町村や総合型地域スポーツクラブ^{*6}(以下「総合型クラブ」という。)等と連携し、子育て期を含め家族でスポーツ活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

イ 特定の年齢層・性別等をターゲットにしたスポーツイベントの開催

総合型クラブ等において、「若者デー」や「レディースデー」などを設け、特定の年齢層・性別等をターゲットにしたスポーツプログラムやスポーツイベントを開催し、スポーツ実施率の向上を図ります。

ウ スポーツを通じた地域の活性化

県は、「あいちスポーツコミッション^{*7}」を通じ、全国・世界に打ち出せるスポーツ大会を招致・育成し、地域の活性化につなげる取組を持続的に推進します。

エ 女性のスポーツ参加機会の拡充

市町村や総合型クラブ等と連携し、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を、幼少期から高齢期を通じ提供します。

*5 平成22年1月「スポーツに関する県民の意向調査」では成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.2%であった。

*6 「総合型地域スポーツクラブ」とは、複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで初心者からトップレベルの競技者まで地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて活動できるクラブ。地域住民が主体的に運営し、その運営の財源は自主財源(クラブ会員の受益者負担)を基本とする。

*7 「スポーツコミッション」とは、スポーツによる地域の活性化等を目的とした組織。

オ スポーツ実施率の低い働き盛りの世代へのスポーツ参加機会の拡充

スポーツ実施率の低い20～40歳代の働き盛り（ビジネスパーソン）の世代が積極的にスポーツに親しむことができるよう、職場において「スポーツのためのノー残業デー」を設定したり、月に1回程度、職場でスポーツ・レクリエーション活動^{*8}に取り組むことを啓発するなど、スポーツに親しむきっかけづくりに努めるとともに、働き方改革にも貢献します。

また、健康を維持するために、通勤時に“一駅分”歩くなど、日常生活に運動やスポーツを取り入れることを啓発し、運動の習慣化につながるような取組を推進します。

カ 各種スポーツ団体の育成を促進・支援するとともに、組織化された団体・クラブとの連携を図ります。

(2) 高齢者の体力づくり支援

県では、産・学・行政の協働のもとで、県民の健やかな成長といきいきとした健康長寿の実現をめざすための「健康長寿あいち宣言^{*9}」を発表し、長生きしてよかったと思える「健康長寿あいち」づくりを進めています。

生涯を通じて明るく豊かで活力のある健康的な生活を送ることは、全ての県民の願いです。県は、運動やスポーツを通じて、健康寿命を延ばし、高齢者が元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康づくりや生きがいづくりの支援を進めます。

ア 高齢者向けの各種スポーツ教室等の開催支援

市町村や関係機関、スポーツ推進委員、スポーツ団体等と連携し、ニュースポーツやウオーキング、ダンスなど、年齢や体力に関係なく、いつでも気軽に取り組み、楽しむことができる、高齢者向けの各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催を支援します。

イ 運動・スポーツプログラムの提供

県が策定した運動プログラムを活用し、より多くの高齢者が運動やスポーツに親しむことができるよう、関係機関や市町村、総合型クラブ等と連携し、手軽に継続して実施することができるよう支援します。

*8 「スポーツ・レクリエーション活動」とは、スポーツとして行われるレクリエーション活動のこと。心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われる活動としてスポーツ基本法第24条において新たに位置づけられた。

*9 「健康長寿あいち宣言」とは、県が県民の健康長寿を実現するために、平成18年3月に開催された「あいち健康の森推進会議」で賛同を得て発表した宣言で、都道府県レベルでは初の具体的数値目標を掲げている。

ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）^{*10}への選手団派遣

（社福）愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター^{*11}と連携し、高齢者の健康と生きがい、社会参加と世代間交流を深めることができるスポーツ・文化の祭典である「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」へ選手団を派遣し、豊かで活力ある長寿社会の形成を目指します。

エ 高齢者のスポーツに関する情報発信

市町村や関係機関と連携し、高齢者のスポーツの普及・啓発に努め、各種競技大会やスポーツ教室の開催情報など、高齢者のスポーツに関する情報発信に努めます。

(3) 障害者のスポーツ活動の推進

障害のある人にとってのスポーツ活動は、社会参加のための手段として、自分にも「できる」という体験から様々なことに積極的になり、生きがいや生活の質の向上、社会参加の機会増大による地域社会の活性化にもつながります。そのためにも障害のある人と障害のない人が共に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図る必要があります。また、障害者スポーツ指導員の養成・拡充、現職指導者の研修の充実だけでなく、組織間を連携調整する役割を担う、障害者スポーツをコーディネートする人材の育成も必要です。

障害者スポーツに配慮した環境整備・体制づくり（地域連携）を推進するとともに、障害のある人を含む全ての人々の心のバリアフリーや共生社会の実現が必要です。

県は、障害者スポーツの推進がスポーツ全体の推進につながり、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、全ての人々がスポーツに親しむことのできる社会の実現に必要なことから、障害のある人の幼少期から高齢期を通じ、ニーズや欲求に合ったスポーツ活動への支援に努めます。

ア 障害者スポーツ大会の開催及び支援

県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣など、障害者スポーツ振興への取組について、市町村、（社福）愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンターを始めとする各種関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、大会等の周知を含めた計画的な支援に努めます。

イ 障害者スポーツ教室の開催支援

市町村や関係機関と連携し、障害の特性に応じて、用具や競技ルールを工夫することで、障害のある人が参加しやすくなるようなスポーツ教室の開催を支援します。

*10 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」とは、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典。厚生省創立50周年を記念して、昭和63年に開始されて以来、毎年開催されている。

*11 「（社福）愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター」とは、障害者スポーツ大会の開催や指導者養成など、障害者スポーツの推進を図る組織。

ウ 障害者スポーツ指導員^{*12}の養成・拡充

関係団体や福祉関係の大学・専門学校との連携、交流を図るとともに、スポーツ推進委員や教員などにも指導者講習会や養成研修の受講を促し、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができる障害者スポーツ指導員の養成・拡充に努めます。

エ 障害のある人と障害のない人が共に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進

障害者スポーツは、障害のある人に限らず、子どもから高齢者、運動が必ずしも得意でない人まで、心身の状況や運動能力、環境に応じて誰でも取り組み、楽しむことができる新しいスポーツとして幅を広げられる可能性があります。市町村や関係機関、スポーツ団体等と連携し、障害のある人とない人が一緒に楽しめる場をつくる人材の育成、実践プログラム等の開発を進め、共にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の充実を図ります。

オ 障害者スポーツに配慮した地域づくり

障害のある人に対して、不当な差別的取扱が禁止されていることや、合理的配慮^{*13}を行わなければならないことを踏まえ、施設管理者に対し、障害のある人のスポーツ施設の利用実態や合理的配慮の取組事例を参考に障害者スポーツへの理解を啓発し、障害のある人のスポーツ施設の利用を促進します。

市町村や関係機関と連携し、障害者スポーツへの理解を深めるとともに、障害のある人も地域の住民と一緒に気軽にスポーツを楽しむことができるような地域づくりをより一層推進します。

カ 障害者スポーツの認知度向上

障害者スポーツの普及・啓発に努め、また、各種競技大会やスポーツ教室の開催情報など、障害者スポーツに関する情報発信に努めることにより、障害者スポーツの認知度を高めます。

キ 学校現場での取組の推進

特別支援学校等への障害者スポーツ指導員の派遣を通して、在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点となることを支援することにより、身近な地域で障害のある人がスポーツに親しめるよう障害者スポーツ用具を含め、環境を整備します。

*12 「障害者スポーツ指導員」とは、スポーツを通して、障害のある人たちに体を動かすことの楽しさを伝え、身体能力の向上、さらにスポーツ技術の上達を目指して指導するアドバイザーで、(公財)日本障害者スポーツ協会が認定する資格。初級、中級、上級の三段階あり、中級以上の取得者が対象となるスポーツコーチの資格もある。

*13 「合理的配慮」については、地方公共団体等は法的義務があり、民間事業者は努力義務がある。

ク 障害者スポーツ人口の拡大

東京 2020 パラリンピックの開催により、障害者スポーツへの関心が高まるこの機会を捉え、障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を図るとともに、パラリンピアンとの交流の場を設定するなど、スポーツに関心のある障害のある人へのスポーツの普及を図ります。

(4) スポーツにおける安全の確保

スポーツ事故その他スポーツ活動によって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠です。

県は、スポーツドクターや地域の医療機関等の専門家、及び施設管理者と連携し、安心してスポーツ活動を行うための環境を整備することで、スポーツの際に生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減に努めます。

ア スポーツ施設やスポーツ用具の安全性の確保

施設管理者（指定管理者^{*14}を含む）は、スポーツ施設やスポーツ用具の安全性を確保するため、危機管理マニュアルの作成や連絡体制を確立するなど、危機管理体制を構築し、管理者による定期的な点検や保守管理の徹底を図ること、スポーツ事故等の未然防止に努めます。

イ スポーツ外傷・障害や熱中症の予防

スポーツドクター愛知県連絡協議会や地域の医療機関等の専門家と連携し、スポーツ指導者を対象とした、スポーツ外傷・障害等の予防や対処法、熱中症の予防等の講習会を開催し、専門的知識の普及に努めます。

ウ 各スポーツ施設へのAEDの設置及び救命救急訓練の開催

スポーツを行う際には、特に生死にかかわる急な心肺停止等についても十分対処できるようにしておくことが大切です。

現在、様々な施設にAEDが設置され、地方公共団体や医療機関、スポーツ団体等によりAED設置状況の公開や、使用方法等の研修会が行われ、人命救助のために大きな力となっています。

県は、施設管理者（指定管理者を含む）と連携し、公共スポーツ施設へのAED設置を推進していくとともに、使用方法等の研修会の充実を図ります。

*14 「指定管理者」とは、指定管理者制度において地方公共団体から公の施設の管理を任される団体のこと。